第九管区海上保安本部公示第17号

水路業務法 (昭和 25 年法律 102 号) 第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

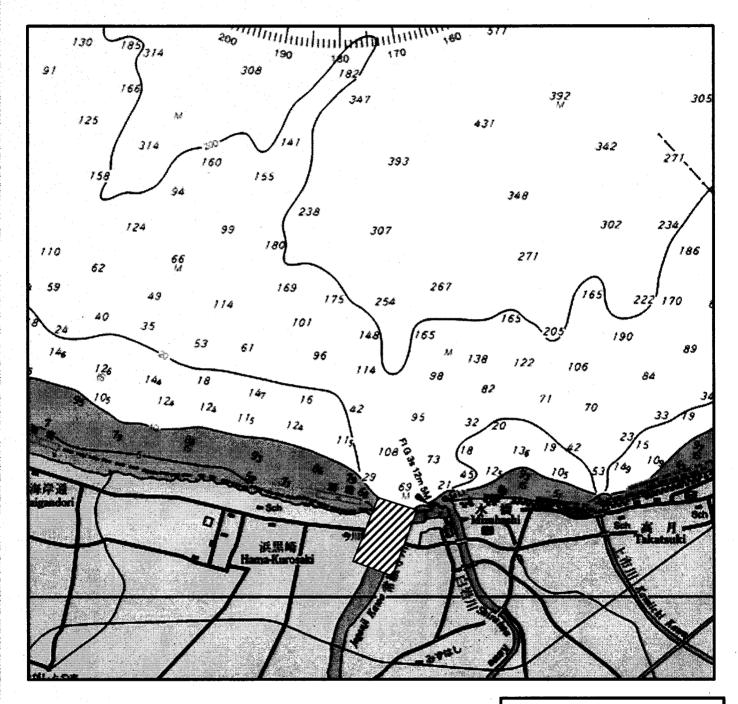
令和3年4月22日

常願寺川河口部の水路測量

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
 - 名 称 国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所
 - 住 所 富山県富山市奥田新町2番1号
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
 - 区 域 常願寺川河口部(付図に示すとおり)
 - 期 間 令和3年4月26日から令和3年5月31日までのうち5日間
- 3 水路測量の実施方法

GNSSにより測位し、音響測深機による測深を行う

- 4 航行船舶に対する安全措置
 - イ 作業船は、水路業務法施行規則(昭和25年運輸省令第55号)第6条に定 める白紅白の標識を掲げる。
 - ロ 九管区水路通報により周知する。



测量区域